

電波監理審議会（第1043回）議事要旨

1 日 時

平成29年6月9日（金）15：30～17：06

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

吉田 進（会長）、石黒 美幸（会長代理）、松崎 陽子、林 秀弥

(2) 審理官

森 孝、坂口 公一

(3) 幹事

渡邊 喜久（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

南情報流通行政局長、富永総合通信基盤局長、渡辺電波部長 他

4 議 事 模 様

(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案について

（超高精細度テレビジョン放送のためのマイクロ波帯を使用する放送事業用無線局（FPU）に関する技術基準導入のための制度整備） **（諮問第7号）**

審議の結果、諮問のとおり改正することは適当との答申をした。

【内容】

超高精細度テレビジョン放送のためのマイクロ波帯を使用するFPUの導入に関する規定の整備に係るもの。

(2) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について

（700MHz帯高度道路交通システムの高度化） **（諮問第8号）**

審議の結果、諮問のとおり改正することは適当との答申をした。

【内容】

700MHz帯高度道路交通システムの高度化（路路間通信の導入）のため、所要の制度整備（電波法施行規則等の一部改正）を行うもの。

(3) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について

(700MHz帯高度道路交通システムの高度化)

(諮問第9号)

審議の結果、諮問のとおり変更することは相当との答申をした。

【内容】

700MHz帯高度道路交通システムの高度化（路路間通信の導入）のため、周波数割当計画を変更するもの。

(4) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について

(Ka帯を用いた移動体向けブロードバンド衛星通信システムの導入等) (諮問第10号)

審議の結果、諮問のとおり改正することは相当との答申をした。

【内容】

1. 6GHz帯／2. 4GHz帯及びKa帯を用いた移動衛星通信システムの導入を可能とするための制度整備を行うもの。

(5) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について

(Ka帯を用いた移動体向けブロードバンド衛星通信システムの導入等) (諮問第11号)

審議の結果、諮問のとおり変更することは相当との答申をした。

【内容】

1. 6GHz帯／2. 4GHz帯及びKa帯を用いた移動衛星通信システムの導入等のため、周波数割当計画を変更するもの。

(6) 電波法施行規則の一部を改正する省令案について

(電波防護指針（低周波部分）の改訂に係る制度整備)

(諮問第12号)

審議の結果、諮問のとおり改正することは相当との答申をした。

【内容】

電波ばく露からの人体防護に関する国際的なガイドライン改訂等を受けた電波防護指針改訂を踏まえ、電波法施行規則等を改正するもの。

(文責：電波監理審議会事務局)